

松江市販路開拓支援事業補助金交付要綱

平成 25 年 3 月 29 日

松江市告示第 143 号

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市販路開拓支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和 38 年法律第 147 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 製造業 日本産業標準分類(平成 25 年 10 月改定)に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属するものをいう。
- (3) 展示会等 展示会又は見本市(インターネットを活用して実施する対面型でない展示会又は見本市を含む。)であって、官公庁等公的機関(公的機関が構成団体となっている業界団体を含む。)が主催、共催又は後援しているもの又はそれらと同等の出展効果が見込まれると市長が認めるものをいい、一般消費者への物販を主たる目的とする物産展等については対象外とする。なお、海外で行われる展示会等については、独立行政法人日本貿易振興機構等国内の公的機関が出展の支援をするなどの関与をしているものに限る。
- (4) Web 商談 中小企業者がインターネットを活用して実施する対面型でない商談及び営業活動をいう。

(補助の対象等)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

| | |
|----------|---|
| 補助金の名称 | 松江市販路開拓支援事業補助金 |
| 補助金交付の目的 | 中小企業者が自社製品や自社の技術力を紹介するために島根県外(海外を含む。以下「県外」という。)で開催される展示会等に出展する場合又は Web 商談を実施する場合に必要な経費の一部を補助することにより、新規取引先の開拓、受注機会の増大を推進し、市内産業の活性化を図る。 |

| | |
|---------------|--|
| 交付の対象である事業の内容 | <p>販路開拓に係る次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 展示会等出展事業 自社製品及び自社技術の販路拡大につなげるための県外で開催される展示会等への出展とする。</p> <p>(2) Web商談推進事業 Web 商談に必要な機材の整備、販路拡大に必要なホームページの改修、動画作成等の受注機会の増大を図る取組とする</p> |
| 補助対象経費 | <p>別表に掲げる経費(消費税及び地方消費税の額を除く。)とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、当該他の補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。</p> |
| 交付の率又は金額 | <p>補助対象経費の 2 分の 1 以内の額(1,000 円未満切捨て)とし、100 万円を上限とする。</p> |
| 補助事業者の範囲 | <p>次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 展示会等出展事業 補助事業の完了時に市税を滞納していない中小企業者</p> <p>(2) Web 商談推進事業 製造業を主たる事業として営む中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないもの</p> |
| 終期 | <p>令和 6 年 3 月 31 日</p> |

(交付の申請)

第 4 条 規則第 4 条第 1 項第 4 号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、直近 2 期分の決算書の写しとする。

(実績報告)

第 5 条 規則第 12 条第 1 項第 3 号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(読替規定)

- 2 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 59 条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第 5 条第 4 号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日松江市告示第 96 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日松江市告示第 73 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日松江市告示第 87 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日松江市告示第 179 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日松江市告示第 162 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日松江市告示第 74 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日松江市告示第 171 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 1 日松江市告示第 435 号）

この告示は、令和 2 年 7 月 1 日から施行し、改正後の松江市販路開拓支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日松江市告示第 240 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日松江市告示第 229 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日松江市告示第 251 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) 展示会等出展事業

| 経費区分 | 内 容 |
|----------------------|--|
| 出展小間料及び 会 場 使 用 料 | 出展小間料及び会場での光熱水費・インターネット利用料等 |
| 展示ブース装飾 費 | 装飾費、出展に必要な資材費(ポスター・パネル・のぼり等の作成経費)及びリース料(出展期間中に会場で使用する机、椅子等のリースに係る経費) |
| 商品・技術の PR 経費 | パンフレット等の印刷物(制作費用を含む。) 動画作成、特設ステージにおける告知等 |
| 輸送費 | 展示物の輸送に係る経費 |
| 交通費 | (1) 展示担当2名分の公共交通機関利用に係る経費 (2) 展示会等への出展後の商談先への1回の営業活動(訪問又はバイヤー招致)に係る1名分の公共交通機関利用に係る経費 (3) 展示会等への出展時の高速道路及び駐車場の利用に係る経費(社用車を利用する場合に限る。) |
| アルバイト等 人件費 | 展示会等の期間に雇用するアルバイトに係る経費 |
| サポート・コー ディネート費 | 展示会等への出展時及び出展後の商談等のサポート又はコーディネートに係る経費 |
| 役務費 | 翻訳、食品検査費、商標等権利取得経費等 |
| その他 | その他市長が特に必要と認める経費 |

備考

- 「商品・技術のPR媒体作成経費」の補助対象経費の上限は、30万円とする。
- 補助金の交付の決定前に、出展小間料又は旅券の購入等に伴う交通費を支払った場合において、前払いをすることがやむを得ないと市長が認める場合に限り、当該前払いした経費を補助対象経費として計上することができる。

(2) Web 商談推進事業

| 経費区分 | 内 容 |
|--------------|--|
| 機材費 | Web 商談に専用で使用する OA 機器等(パソコン、タブレット、モニターディスプレイ、外付けカメラ、マイク、イヤホン等)、防音・吸音パーテーション、防音ブース等の導入経費(自ら必要備品を製作又は改造する場合は、その材料費) |
| 役務費 | 上記の OA 機器等の運搬費、設置費等 |
| ホームページ制作・改良費 | 販路拡大を目的としたホームページの作成、改修費等 |
| 動画作成費 | 販売促進用動画作成費等 |
| その他 | その他市長が特に必要と認める経費 |

備考

- 1 「機材費」の補助対象経費の上限は、20万円とする。
- 2 「役務費」、「その他」の補助対象経費の上限は、それぞれ事業費の2分の1の額とする。